

議案第75号

岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部改正について

岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年12月3日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例（平成25年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」を「第4項第1号、第79条第2項第1号」に、「指定地域密着型サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者」に改める。

第3条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者」に改め、同条中「第78条の2第4項第1号」を「第79条第2項第1号」に、「次の」を「次の各号の」に改め、同条第1号中「岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）」を「暴力団員」に改め、同条第2号中「岩倉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団」を「暴力団」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
- (2) 岩倉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。